

第 16 回東日本シニアボウリング選手権大会

【 開 催 要 項 】

主 催 公益財団法人 JAPAN BOWLING

後 援 公益財団法人 岐阜県スポーツ協会

協 力 日本ボウリング機構 (JBO)、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団

主管運営 岐阜県ボウリング連盟

開催月日 2025 年 10 月 24 日 (金) ～26 日 (日)

会 場 多治見パークレーンズ (公競No.124-36)
〒507-0818 岐阜県多治見市大畑町 5-156 TEL : 0572-23-3211

競技種目 シニア部門 男子・女子別個人戦
グランドシニア部門 男子・女子別個人戦

年齢区分 シニア部門 2025 年 4 月 1 日現在、満 50 歳から 64 歳までの者
グランドシニア部門 2025 年 4 月 1 日現在、満 65 歳以上の者

競技方式 デュアルレーン方式 (アメリカン方式) により実施する。

競技方法 各部門男・女とも予選 9 ゲームの競技を行い (1 ゲーム毎にレーン移動)、その合計得点により、シニア部門男子 20 名、女子 12 名、グランドシニア部門男子 20 名、女子 12 名が決勝に進出する。
決勝ではさらに 3 ゲームの競技を行い (1 ゲーム毎にレーン移動)、合計 12 ゲームの総得点により順位を決定する。

※決勝進出人数は、参加人数により変更する場合がある。

ハンディキャップ シニア部門は、1 ゲームにつき、下記のハンディキャップを与える。

満年齢	50～59 歳	60～64 歳
H/C	0	5

グランドシニア部門は、1 ゲームにつき、下記のハンディキャップを与える。

満年齢	65～69 歳	70 歳以上
H/C	0	5 歳につき 5 点を加算する

年齢基準は、2025 年 4 月 1 日現在の満年齢とする。

競技規程 JB 選手権競技会規程並びに JB ボウリング競技規則を適用する。

同位の裁定 予選・決勝において同位が生じた場合、第 133 条に基づき裁定する。
但し、決勝において 1 位と 2 位が同点の場合、9・10 フレームの決定戦を決着がつくまで行い、順位を決定する。

- 参加資格 2025 年度 JB 登録会員（個人正会員・実業団会員）で、東日本地区に所属する満 50 歳以上（2025 年 4 月 1 日現在）の選手で、各加盟団体より選出された者に限る。
- 参加割当 事前の参加希望人数調査に基づき、別紙の通り割り当てる。
- 褒 賞 1) 優 勝 ～ 第 8 位（各部門 男・女別）
2) ハイゲーム賞、ハイシリーズ賞（各部門 男・女別）
※すべてスクラッチとし、予選のみを対象とする。
3) 最高年齢者特別表彰（男・女各 1 名）
- 施設使用料 1 名 11,800 円
- 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入し、各団体で取りまとめ、施設使用料を添えて申し込むこと。
- 申込締切日 2025 年 9 月 22 日（月）
- 申し込み先 岐阜県ボウリング連盟
〒501-3136 岐阜県岐阜市芥見海戸山 115 番地
E-mail gifuken.jbc2012minamo@gmail.com
- 送 金 先 別紙送金明細書を参照のこと。
なお、送金締切日は、2025 年 9 月 26 日（金）厳守のこと。
- 注意事項 1) 納入された施設使用料は、送金締切日以降、返金しない。また、自然災害や感染症の流行等により大会を中止した場合、旅費・宿泊費の補償はしない。
2) 主催者として傷害補償責任等は一切負わない。参加選手は、各自の責任で健康診断を受け、健康であることを証明されたものが参加すること。また、「スポーツ安全保険」「スポーツ傷害保険」等に参加し、健康保険証を持参すること。
3) 公認ゲーム消化証明は、各連盟の責任において確認すること。
4) 大会使用ボールの登録は、会場に持ち込んだ全てのボールを競技開始前に登録すること。
登録には 2 個目から（特別会員は 4 個目から）1 個につき 500 円の登録料を納めるものとし、5 個目からは特別保管料として 1 個につき 1,000 円を追加徴収する（公認ゲーム 600 ゲーム以上達成者は、7 個目まで特別保管料を免除し、8 個目から 1 個につき 1,000 円を追加徴収する）。また、ボールの追加登録は原則として認めない。
5) 競技中に参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。シフト終了後、主管役員により指名された選手は速やかにボール検査に協力すること。登録していないボールを会場へ持ち込んだ場合、それまでの記録は全て無効とする。
6) 未検査ボール、ボール検査合格証不携帯の場合は、競技開始前に検査を受けること。この場合の検査料は 1 個 500 円とし大会期間中のみ有効のボール検査合格証を発行する。
7) 大会に使用するボールの持ち込みは 4 個以内に自粛すること。
8) 会員証不携帯の場合、今大会のみ有効の臨時会員証を発行する。申請書に必要事項を記入し、300 円の発行手数料を添えて申請すること。
9) 本大会の映像・写真・記事・記録等における個人情報（氏名・年齢・性別・記録・肖像等）は、広報の目的で使用・公開する。また報道機関に提供することがある。その搭載権・使用权は主催者に属する。

- 10) 本大会開催中、会場内で撮影した写真・映像等は、映る人物の個人情報（肖像を含む）およびプライバシーに配慮し、個人使用の範囲内に限ることとする。報道目的、企業活動での撮影および公開は、必ず主催者の許可を取ること。

ドーピング検査について

1. 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
2. 本競技会参加者（18歳未満の競技者を含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなす。
3. 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイト（<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>）からダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとする。
4. 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
5. 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト（<http://www.playtruejapan.org>）にて確認すること。